

「公立保育所の今後の基本的方向」(素案)に対する パブリックコメント募集結果

2団体、53 人の方から、75 件の意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
公立保育所の民間移管に関するご意見			
1	公立保育所は、市の保育水準の維持・向上のための役割や特別な支援が必要なこどもを受け入れるセーフティネットの機能があり、地域バランスにも考慮する必要がある。 公立保育所が果たすべきセーフティネット機能を最優先し、民間移管を取り止めること。	40	[その他] 今回の見直しに当たっては、平成 19 年度に策定した「公立保育所の今後の基本的方向」の考え方を基盤としつつ、「公立保育所が果たすべき役割」を改めて整理した上で、利用者の生活圏の視点も踏まえた地域バランスにも配慮しながら、公立保育所として存続させる保育所をこれまでの9所から 11 所へと見直すとともに、杭瀬保育所を南杭瀬保育所に統合することとしたものです。 また、公立保育所の役割の1つとして保育のセーフティネットの役割を掲げていますが、特別な支援が必要なこども(障害児など)の受入は、公立保育所だけで進められるものではなく、市全体で進めていく必要があるため、民間の保育施設へのサポートを含めた連携強化など、公立保育所が地域の支援拠点としてその役割を果たすよう取組を進めてまいります。
2	更なる民間移管の推進は、既存の民間保育施設の経営を圧迫し、規模縮小や経営破綻、廃園につながるリスクも内在している。 公立保育所が果たすべき今後の保育需要への調整的役割を最優先し、民間移管を取り止めること。	3	[その他] 本市においては少子化が進行する一方で、共働き世帯の割合が増加するなどの状況から、保育需要は依然として増え続けており、「基本的方向」(素案)では、少なくとも令和 11 年度までその傾向は続くと思っております。こうした状況を踏まえ、現時点では公立保育所として存続させる保育所をこれまでの 9 所から 11 所へと見直し、杭瀬保育所は南杭瀬保育所と統合することとしたものです。 一方で、将来的には少子化により保育需要がピークアウトも想定されることから、市として今後の保育環境の変化等に応じた保育行政を進めていく必要があるものと考えています。
3	民間移管によって、公立保育所の良さが継承されるのか、保育環境がどう変わるのかなどの不安がある。移管後のアフターフォロー等を実施してほしい。	2	[意見を参考とする] 今後の公立保育所の民間移管に当たっては、「第4次保育環境改善及び民間移管計画」の取組の検証結果を踏まえ、より丁寧な民間移管を進めていくため選定方法や移管条件の見直しを行うことにより、保護者の理解を得ながら不安解消に努めるとともに、保育の質の更なる向上に向けて取り組むなど、移管後の適正かつ安定的な園運営の確保に努めてまいります。
4	民間移管を急ぐのではなく、こども達や保護者の意見を聞いてほしい。	1	[その他] 「基本的方向」(素案)の周知を図るため、公立保育所の保護者や地域住民等に、令和8年1月から2月にかけて説明会を開催し、ご意見を伺いました。 今後も機会を捉えてこどもや保護者等のご意見を伺ってまいります。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
インクルーシブ保育に関するご意見			
5	今北保育所、水堂保育所は公立保育所として存続させ、「インクルーシブ教育・人権保育」のセンター的機能を持つ拠点として活用すること。	1	[その他] これまでから、今北保育所及び水堂保育所だけではなく、本市の全ての公立保育所において、インクルーシブ保育の推進に取り組むとともに、人権保育を通じて積み上げられた蓄積を基に、全ての乳幼児を対象に一人一人の人権を大切にする保育を実践しているところです。 今後も全ての公立保育所でこうした取組を継承していくとともに、法人保育施設への研修等を通じて、市全体の保育の質の向上を図ってまいります。
6	民間移管で特別な支援が必要なこども(障害児など)の預け先が減ってしまわないよう、また場所も偏りが生じないように配慮してほしい。民間保育施設の障害児受入が進むよう環境を整えてほしい。	7	[意見を参考とする] 特別な支援が必要なこどもの受入体制の充実を図るため、令和8年度より、法人保育施設が加配職員を配置する場合の人件費補助を拡充しました。あわせて法人保育施設等からのインクルーシブ保育に関する相談支援を行うほか、専門研修の拡充及び公私の保育士が現場で共に学びあうため意見交換や公開保育を実施するなど、法人保育施設において支援が必要なこどもの受入が更に進むよう取り組んでまいります。
7	帰国子女、母国語が日本語以外の外国人児童の発育に合わせた言語教育(母国語、日本語)の支援を充実させる必要がある。	1	[その他] 「基本的方向」(素案)では、本市の公立保育所の現状と課題や新たな公立保育所のあり方において、「日本語の対応が難しい外国の就学前のこどもへの支援」についても記載しています。 今後も、母語による支援のほか日本語の習得支援、保護者とのコミュニケーションなど庁内関係部局との連携を図りながら情報発信の工夫と配慮、相談体制の整備等に取り組んでまいります。
8	「基本的方向」(素案)に公立保育所における多文化教育の推進とモデルの構築を盛り込むことが必要である。	1	[その他] 基本的方向(素案)では、「日本語の対応が難しい外国の就学前のこどもへの支援」として、言語や文化の異なるこどもたちが社会から孤立し、自尊感情や自己肯定感を損なうことのないよう、多様な文化背景を持つこどもたちが互いの違いを認め合い、尊重し合いながら共に成長できるよう環境づくりが求められていることを明記しており、多様化する保育ニーズに対して、全ての公立保育所で取組を進めてまいります。
保育環境の改善に関するご意見			
9	老朽化した保育施設の建替えに当たっては、バリアフリー化や送迎する保護者用の駐輪・駐車スペースを確保するなど環境改善を進めてもらいたい。	1	[意見を参考とする] 老朽化した保育施設の建替えに当たっては、インクルーシブ保育の更なる推進や医療的ケア児への支援等のため、施設のバリアフリー化を含めて敷地や施設の状況に応じた整備を行い、保育環境の改善が図られるよう取り組んでまいります。 なお、保護者用の駐輪スペースは確保してまいります。公立保育所では自動車での通園は原則許可しておりません。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
10	杭瀬保育所と南杭瀬保育所を統合し、施設を建て替えることで保育環境は改善されるだろうが、自宅から遠くなる保護者や進学する小学校区がバラバラになるのはどうかと思う。	1	[その他] 杭瀬保育所は南杭瀬保育所と統合し、長洲幼稚園の跡地で建替工事を実施することとしています。長洲幼稚園跡地は両保育所のほぼ中間にあり、距離も離れていないので、影響は少ないものと考えております。 また、これまでも在園児が別々の小学校区に進学することはありましたが、従前から進学予定の小学校との円滑な接続を行っており、引き続き、取組を進めてまいります。
11	過去の民間移管で移管法人が費用を負担し、施設の建替えを行ったが、本来は市が費用を負担し、市の責任で建て替えるべきではないか。	1	[その他] 民間移管に伴う保育施設の整備は、これまでから移管法人が実施しています。これは法人が行いたい保育に適した施設を整備することが、こどもの安全確保に加え、より適正かつ質の高い保育の実施につながるためです。 そのため、民間移管に当たって市が保育施設を整備する考えはありません。
保育士の処遇・配置・確保等に関するご意見			
12	保育士の社会的責任に見合う処遇を確立し、保育士が長く働き続けることができる制度が必要である。また、保育士自身が安心して子育てできる環境整備が不可欠である。	1	[その他] 保育士の処遇改善につきましては、国の公定価格において改善が図られているところであり、本市においても、保育士実態調査を実施し、市内の保育士資格を有する方の就労状況や希望する勤務条件等を把握した上で、新たな施策構築に取り組んでいます。 保育士が長く働き続けることができる環境づくりや安心して子育てできる体制の整備は、保育の質の向上と人材の定着化にとって重要な課題と認識しており、今後においても、国の動向を注視しつつ、保育現場のニーズ等を踏まえながら、より有効な保育士確保策や定着化に資する取組を検討してまいります。
13	令和6年度より国において保育士の配置基準が見直されたが、依然として保育士の負担は大きく、尼崎市独自でもっと配置人数を増やしても良いのではないかと。	1	[その他] 本市独自の配置基準の引き上げについては、全国的に保育士確保が困難な中、配置基準の引き上げにより、保育施設に入所できない児童の増加が懸念されます。待機児童数はこれまでの様々な対策により大幅に減少し、令和8年4月時点でゼロを実現したものの、未入所児童数は 355 人いる状況となっています。 こうした本市の状況を踏まえますと、現時点においては、市独自の配置基準を設ける考えはありませんが、国においては、1歳児の配置基準の見直しの検討がなされていることから、国の動向を注視し、国が見直しを行った際は適切に対応してまいります。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
14	民間移管後、公立保育所に勤務していた保育士はどうなるのか。市に残るのなら人手に余裕ができ、様々な保育ニーズに対応できる一方、民間保育施設は標準的な保育しか提供できなくなるのではないかと懸念している。	2	[その他] 民間移管対象の公立保育所に勤務していた職員は、移管後、人事異動により他の公立保育所等に配置されるほか、一部の職員は、移管後の見守り保育で一定期間、適切な保育につなげるための必要な役割を担うことになります。また、市全体の公立の保育士数は、今後の公立保育所が果たすべき役割や残る公立保育所数に応じた人員数となるよう、市の採用計画で調整を行っていきます。 民間移管後も、当該施設で公立保育所の保育を継承しつつ、魅力ある保育が展開されるよう様々な支援を行うとともに、人材不足の解消に向けては、尼崎市保育士・保育所支援センターでの雇用支援に加え、保育士確保・定着化に係る各種補助事業を実施するなど、法人保育施設の人材確保等につながる取組を行っています。 また、保育の質の更なる向上のため、多くの専門研修を実施しており、引き続き、保育士の資質の維持・向上に努めます。
これまでの民間移管の検証に関するご意見			
15	新たな民間移管を進める前に、市はこれまでの施策が招いた混乱について真摯に向き合い、総括を示し、それを踏まえた適切な移管条件等を設定すること。	2	[その他] 今回の「基本的方向」の改定と併せて、「第4次保育環境改善及び民間移管計画の取組の検証について(検証結果報告書)」を令和7年 11 月に策定・公表しており、その中で、令和元年度から令和6年度に民間移管を行った公立保育所6所について、保護者アンケートの結果や求める成果の達成状況及び課題等の検証を行っています。また、「第3次保育環境改善及び民間移管計画」までの民間移管の取組に係る検証についても取りまとめています。 これまでの民間移管の検証結果では、移管に伴う保護者の不安解消や移管法人の選定方法などに課題が見られたため、今後の民間移管では、これらの検証結果を踏まえ、選定方法の見直しや移管条件について、今後設置する移管法人選定委員会の場合等で協議しながら検討してまいります。
保育施策の位置付けに関するご意見			
16	幼児期への投資は、将来の税収基盤を形成する都市経営上の戦略的投資と位置付けるべきである。公立保育所は、将来の市の持続可能性を支える基盤インフラであり、現在の財政効率のみで判断するのではなく、長期的な人口・税収構造を見据えた政策判断を強く要望する。	1	[その他] 保育所保育指針では、保育所はこどもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場であることから、保育所の保育は、こどもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うための目標を目指して保育を行わなければならないとされています。 こうした保育の目標は公立保育所だけでなく、法人保育施設を含めた全ての保育施設に求められているものであり、公私に関わらず、保育の目標に向けて日々の保育を進めています。 また、本市の子ども・子育て支援施策に関しては、尼崎市子どもの育ち支援条例や尼崎市子ども・若者総合計画等に沿って、「子ども・若者の笑顔が輝くまち あまがさき」の実現を目指して取り組んでおります。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
公立保育所への要望等			
17	「基本的方向」(素案)に、公立保育所の児童の教育権、学習権の明記が必要である。	1	[その他] 保育所保育指針において、保育所は、保育を必要とすることの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所することの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないと規定しています。 そのため、保育所では、保育に関する専門性を有する職員が家庭と緊密に連携し、こどもの状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に提供しており、保育所は幼児教育の一翼を担う施設として位置付けられているところです。 「基本的方向」(素案)は、こうした考え方を踏まえた上で策定しており、改めて教育権や学習権という文言の明記は行いませんが、今後とも、児童の人権擁護の観点に立ち、適切な保育を進めてまいります。
18	公立保育所で英語教育を実施してほしい。	1	[その他] 保育所保育指針では、経験したことや考えたことなどを自分自身の言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養うことを保育のねらいにしています。 そのため、まずは日本語の習得を優先しながら、安心して自分を表現できる環境の中で言葉に対する感覚を養い、状況に応じた適切な言葉の表現ができるよう、保育に取り組んでまいります。
19	公立保育所の保育時間内で習い事(体操、英語、スイミング教室への送迎など)を実施してほしい。	1	[その他] 保育所保育指針では、乳幼児期にふさわしい体験が得られるよう、生活や遊びを通して総合的に保育することをねらいとし、こどもは生活や遊びを通して総合的に発達していくことから、保育所での生活や遊びを通じた体験についても、こどもの活動が特定の知識・能力の習得に偏ったりすることがないように留意することとされています。公立保育所においても、こどもが生活や遊びを通して主体的に活動することで、学びに向かう能力を育てることを大切にした保育を進めているため、保育時間内での習い事や送迎は実施しておりません。
20	公立保育所にこどもを通わせているが、デジタルフォトフレームとして保育所に設置されているタブレットでしか園の様子の写真が見れないため、「よい子ネット」などで見ることはできないか。	1	[その他] これまで公立保育所で活用してきた「よい子ネット(今年度からはれんらくーる)」は、写真配信には対応していませんが、令和8年度からは新たな保育業務支援システムの導入を予定しています。この保育業務支援システムは、欠席連絡や連絡帳・おたより配信のアプリ化、登降所の打刻などの機能を有するものを選定する予定ですが、日々のこどもの様子を写真や動画で配信することが可能なものもあることから、システムの導入に合わせて検討してまいります。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
21	公立保育所で行事がある日に引き続きこどもを預けると、保育士から「こどもが可哀想」と言われたり、上の子のみ行事がある日に、下の子と一緒に帰るのが当然のように言われたりした。こうした運用は、市の方針なのか伺いたい。	1	[今回の意見公募の対象としていないもの] 公立保育所では、行事を日常保育の延長と位置付け、日々の遊びや生活の積み重ねの中から生まれるものと捉えており、行事の開催日も通常どおり保育を提供することを基本に考えています。また、行事の日以外でも個々のケースに応じて、保護者の方と相談をさせていただきながら保育を実施しているところ です。 これまでも行事の日における行事終了後の保育について周知を図ってきたところですが、再度保育所内で周知を行い、保育の必要性に応じた保育の提供ができるよう取り組んでまいります。
22	地域における公立保育所の役割は今後も重要であり、園庭開放などの子育て支援を充実させ、開放日時を増やし、子育て支援用の部屋を確保するなどの対応をお願いしたい。	2	[意見を参考とする] 地域にお住まいの保護者が安心して子育てができるよう、公立保育所では園庭開放や保育体験学習、育児相談などの子育て支援を行っています。 また、園庭開放の日程などにつきましても、引き続き地域の子育て世帯のニーズの把握に努め、こどもの健やかな育ちを家庭や地域とともに支えるための支援を検討してまいります。
23	公立保育所の行事を増やしてほしい。	1	[その他] 公立保育所では、行事を日常保育の延長と位置付け、日々の遊びや生活の積み重ねの中から生まれるものと捉えています。こどもの発達や興味、関心に基づいた計画や、日々の生活の中で季節や文化に触れる機会をつくるなど、今後も、こどもが主体的に取り組める行事の運営に努めてまいります。
24	保育料はこどもの数に応じて軽減されているが、保育所等を利用している未就学児のみをカウント対象にしており、こうした制限の撤廃をお願いしたい。	1	[今回の意見公募の対象としていないもの] 兄弟の年齢による多子世帯の保育料の算定につきましては、本市は国の基準を適用しており、原則、保育所等を利用している未就学児がいる場合、年齢の高い順番に数えて、2人目の保育料は半額に、3人目以降の保育料は無料となります。 子育て支援に関しましては、妊娠から出産、産後のケア、健診、こどもの医療費、保育料、児童ホーム、学校環境の整備・充実、教育など多岐に渡っており、本市では令和7年度よりこども医療費助成のさらなる拡充や妊婦健診の費用助成の拡充を、令和8年度より学校給食費の大幅な負担軽減を実施しています。 保育料の軽減策につきましては、現状において他の子育て施策とのバランスを踏まえる必要があると考えており、さまざまなご意見をお聞きしながら、工夫や改善を進める中で、子育て支援の充実に努めてまいります。